

# 生活道路における法定速度について



令和8年9月1日から生活道路の法定速度が引き下げられます！

## 法定速度とは

道路標識などによって最高速度が指定されていない道路で適用される最高速度のことです。現在、一般道の法定速度は原則として60km/hです。

## 何が変わるの？

中央線又は車両通行帯などがない生活道路における法定速度が  
**60km/hから30km/h**に引き下げられます。

### ★ 法定速度が30km/hに引き下げられる道路（生活道路）の例

主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線等がない一般道路



### ★ 法定速度が60km/hのままの道路の例

中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



柵などの工作物により通行が往復の方向別に分離されている一般道路



標識等により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

# 生活道路における法定速度引下げに関する理解度テストについて



## ★ 理解度テストについて

令和8年9月1日から施行される法定速度引下げに関する理解度を確認していただくための理解度テストを作成しました。

- ・ 会社の勉強会に
- ・ 町内会・地域の集まりに
- ・ 家族や友人との学びの時間に

スマホやパソコンから、誰でもすぐに解答できます。

ぜひ一度お試しいただき、周りの方にも共有してください。

解答を送信した後、点数と設問ごとの解説が表示されますので、改正内容の確認に役立ててください。

テストはアンケートを含め11問です。

何度でも解答できますので、満点を目指してください。

法定速度の引き下げについて、「全く知らなかった・・・」という方でも理解が深まる内容となっています。

なお、解答内容により個人が特定されることはありません。

通信料は利用者の負担となります。

理解度テストには、  
下記のURLまたは二次元コードからアクセスできます。

<https://forms.gle/6PF1x8GPBf9mrZVL9>



# 生活道路<sup>※</sup>における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日  
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

- 1 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路


- 2 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路


- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 4 自動車専用道路 

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。



## 福島県警察

法定速度30km/h改正に関する理解度テストはこちら→

